

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室¹⁶²)

Go To Eat キャンペーンの プレミアム分等の税務上の取扱いについて

Q. Go To Eat キャンペーンを利用して飲食した場合、国による支援額（購入した食事券のプレミアム分25%または20%、オンライン飲食予約サイトにより付与される一人当たり500円又は1,000円分のポイント）は消費者個人の所得税の課税対象になるのですか？

A. Go To Eat キャンペーンでは、地域の登録飲食店で使えるプレミアム付食事券を販売し、その際、購入者に対して、購入額の25%または20%分のプレミアムを給付します。また、オンライン飲食予約サイトを通じた飲食予約の後、実際に来店・飲食した場合に、予約者に対して、次回以降の飲食で使える一人当たり500円又は1,000円分のポイントを給付します。これらの給付は税務上、消費者個人の一時所得として所得税の課税対象となります。

ただし、課税対象になるとはいえ、一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得（懸賞や福引きの賞金品や競馬や競輪の払戻金等※）とされる金額とGo To Eat キャンペーンによる給付額との合計額が年間50万円を超えない限り、消費者個人の課税所得は生じません。

(※)

1. 一時所得とは

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得をいいます。

この所得には、次のようなものがあります。

- (1) 懸賞や福引きの賞金品（業務に関して受けるものを除きます。）
- (2) 競馬や競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）
- (3) 生命保険の一時金（業務に関して受けるものを除きます。）や損害保険の満期返戻金等
- (4) 法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの、継続的に受けるものを除きます。）
- (5) 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等

2. 所得の計算方法

一時所得の金額は、次のように算出します。

総収入金額－収入を得るために支出した金額(注)
－特別控除額(最高50万円)＝一時所得の金額

(注)その収入を生じた行為をするため、又は、その収入を生じた原因の発生に伴い、直接要した金額に限ります。

3. 税額の計算方法

一時所得は、その所得金額の1/2に相当する金額を給与所得などの他の所得の金額と合計して総所得金額を求めた後、納める税額を計算します。

ただし、懸賞金付預貯金等の懸賞金等や、一時払養老保険、一時払損害保険等（保険期間が5年以内であるなど一定の要件を満たすもの）の差益等については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が適用されますので、確定申告を行うことはできません。

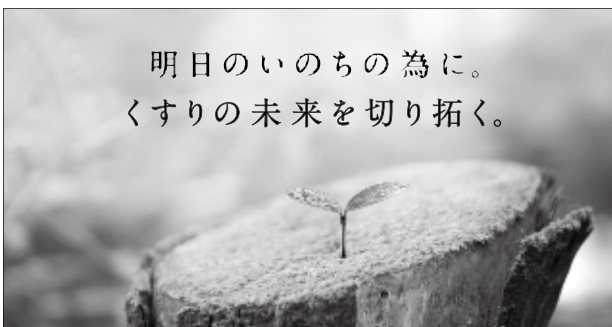
(注)平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。

(所法22、34、措法41の9、41の10、所基通34-1、復興財確法28)

(税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛 グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

どこでも申告・納税
イータックス(<http://www/e-tax.nta.go.jp>)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号